

香取市 総合計画

資 料 編



1 策定経過

2 総合計画審議会

1 策定経過

日にち	市民意見等	庁内検討等
平成24年 2月		社会指標分析(～3/26)、人口推計(～3/26)
3月		前期基本計画検証作業
3月26日		前期基本計画検証ヒアリング(～3/28)
4月 6日	市民意識調査(～4/25)	
5月 7日	自治会長アンケート(～5/21)	
5月10日	総合計画審議会 第1回会議	
6月		施策検討
6月11日	議会全員協議会説明	
7月 2日		施策検討ヒアリング(～7/6)
7月		素案検討・作成
7月11日	市民懇談会(小見川)	
7月25日	市民懇談会(山田)	
8月 7日		経営戦略会議 研究推進部会(総合計画部会)会議
8月 8日	市民懇談会(栗源)	
8月11日	市民懇談会(佐原)	
8月20日		庁議 経営戦略会議
9月 3日	総合計画審議会 第2回会議	
9月28日	総合計画審議会 第3回会議	
10月 5日	自治会長会議(小見川)	
10月 9日	自治会長会議(佐原 2回)	
10月10日	自治会長会議(栗源)	
10月11日	自治会長会議(山田)	
10月22日	総合計画審議会 第4回会議	
11月 5日		経営戦略会議 研究推進部会(総合計画部会)会議
11月12日		庁議 経営戦略会議
11月22日	議会全員協議会説明	
12月17日	パブリックコメント(～1/16)	
平成25年 2月 4日		庁議
2月～3月	印刷・製本	

◆市民意識調査

市民の市政に対する評価とこれからのまちづくりに対するニーズや意識を統計的に把握し、平成25年度から5年間を計画期間とする、後期基本計画の策定や市政運営にあたっての基礎資料とするために調査を実施しました。

○調査対象:香取市内在住の20歳以上(無作為抽出)

○調査方法:郵送配布 郵送回収

○調査実施:平成24年4月6日(金)～平成24年4月25日(水)

○調査結果

対象者数	回答数	回答率
2,500人	1,463件	58.5%

◆自治会長アンケート

今後のまちづくりの方向性を検討する際に不可欠な地域の意見を聴取することを目的に、各自治会が抱える課題や各自治会での活動状況、自治会長からみた市政に対する評価及びまちづくりに対するニーズや意識について、自治会長を対象に調査しました。

○調査対象:香取市内自治会長

○調査方法:郵送配布 郵送回収

○調査実施:平成24年5月7日(月)～平成24年5月21日(月)

○調査結果

対象者数	回答数	回答率
309人	233件	75.4%

1 策定経過

◆自治会長会議

市民の最も身近な地縁組織の代表者である各地区の自治会長のご意見をお聴きし、計画に反映させることを目的として、10月に開催した自治会長会議において総合計画(案)について説明し、ご意見等をお伺いしました。

○開催日(5回開催)

開催日	対象区域	会場
平成24年10月 5日	小見川地区	香取市商工会 本所 2階会議室
10月 9日	佐原地区(新宿・本宿地区)	佐原中央公民館 3階 大会議室
10月 9日	佐原地区(新宿・本宿地区を除く)	佐原中央公民館 3階 大会議室
10月10日	栗源地区	栗源支所 3階 301会議室
10月11日	山田地区	山田公民館 2階 視聴覚室

◆市民懇談会(タウンミーティング)

市長が市民に皆様から直接お話しをお聴きする市民懇談会(タウンミーティング)において、総合計画の策定のための様々なご意見等をお伺いしました。

○開催日(4回開催)

開催日	会場	参加人数
平成24年 7月11日	小見川社会福祉センター(さくら館)研修室	39人
7月25日	山田公民館 2階 視聴覚室	40人
8月 8日	栗源支所 2階 201会議室	32人
8月11日	佐原中央公民館 3階 大会議室	44人
合 計		155人



◆総合計画審議会

市長の諮問に応じて、総合計画について調査審議する香取市総合計画審議会を設置しています。

市内の公共的団体の代表者や識見を有する者、関係行政機関の職員、および市民参加の観点から公募による市民で構成されます。

後期基本計画の策定にあたっては、総合計画審議会の答申、意見等を踏まえて進めてきました。

○開催日(4回開催)

開催日	会議	会議内容
平成24年 5月10日	第1回会議	○委嘱状交付 ○会長・副会長の選出 ○後期基本計画策定方針 ○スケジュール
9月 3日	第2回会議	○後期基本計画(案)諮問・審議
9月28日	第3回会議	○後期基本計画(案)審議
10月22日	第4回会議	○答申案審議・答申



2 総合計画審議会

◆総合計画審議会条例

香取市総合計画審議会条例

平成18年7月13日条例第192号

(設置)

第1条 市は、香取市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 関係行政機関の職員につき委嘱された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆総合計画審議会委員名簿

委員 区分	役 職 等	氏 名	
1号委員	かとり農業協同組合 代表理事組合長	堀 井 啓	
	佐原農業協同組合 代表理事組合長	浅 野 文 男	
	佐原商工会議所 会頭	柏 木 幹 雄	
	香取市商工会 会長	高 岡 宏 基	H24.5.24まで
		高 岡 正 人	H24.5.25から
	水郷佐原観光協会 会長	城之内 義 雄	
	水郷小見川観光協会 会長	大 槻 忠 雄	
2号委員	香取市社会福祉協議会 会長	亀 谷 秀 夫	
	香取市教育委員会 委員長	伊 藤 待 子	
	香取市農業委員会 会長	小 倉 新 一	H24.9.26まで
		大須賀 常 政	H24.10.5から
	香取市自治会連合会 会長	尾 形 忠 志	H24.6.22から
	香取市農業シンクタンク 委員	根 本 由美子	
	香取市消費生活相談員	鈴 木 恵 子	
	佐原おかみさん会 会長	平 塚 智 子	
3号委員	くすター商業協同組合 理事長	諏 訪 正 基	
	国土交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所 所長	中 村 徹 立	
4号委員	千葉県香取地域振興事務所 所長	石 田 大 喜	
	公募委員	安 藤 登志子	
	公募委員	長谷川 雅 悠	
	公募委員	加 藤 裕 太	

2 総合計画審議会

◆ 諮問・答申

香企画第179号

平成24年9月3日

香取市総合計画審議会

会長 柏木 幹雄 様

香取市長 宇 井 成 一

香取市総合計画 後期基本計画(案)について(諮問)

香取市総合計画 後期基本計画(案)について、香取市総合計画審議会条例(平成18年香取市条例第192号)第2条の規定により審議会の意見を求めます。

平成24年10月22日

香取市長 宇井 成一 様

香取市総合計画審議会
会長 柏 木 幹 雄**香取市総合計画 後期基本計画(案)について(答申)**

平成24年9月3日付け香企画第179号で諮問のあった香取市総合計画 後期基本計画(案)について、慎重に審議した結果、概ね適切なものであると認めます。

なお、計画の内容は市民にとってわかりやすい記述となるよう配慮し、まちづくりの基本理念に基づき、将来像である「元氣と笑顔があふれるまち 一人ひとりの市民が輝く 活みなぎる やすらぎの郷 香取」の実現に向けて、下記事項に十分留意するよう要望します。

記

1 豊かさが実感でき、活力ある産業を育むまちづくり

少子高齢化や人口減少が進む中において、市の基幹産業である農林畜産業では農業生産法人の育成や耕作放棄地対策を推進し、また、商業、観光、工業などの産業振興や新たな起業、新規就農支援に積極的に取り組むことを要望します。

特に、若者の働く場の確保は差し迫った課題であり、企業誘致等雇用の場の確保に対しては危機感を持ち全力で取り組むことを要望します。

2 人と自然が共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

地域の恵まれた自然環境を大切に、省資源やリサイクルを進めるとともに、太陽光など自然エネルギーの活用の推進に取り組むことを要望します。

また、大規模災害、火災等の発生に備え、地域の防災対策の強化に取り組むことを要望します。

3 住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり

地域での支え合いを推進し、子ども、高齢者、障害者すべての市民が安心して暮らせるよう、地域や関係団体等と連携した取組を推進することを要望します。

また、地域医療体制の強化や子育て支援などに積極的に取り組むことを要望します。

4 歴史と文化に包まれて、心豊かな人を育むまちづくり

地域の歴史や文化を大切に、次世代の子どもたちに引き継ぐ教育を地域とともに取り組み、子どもたちが心豊かに、健やかに成長できる取組を推進することを要望します。

また、地域のことを学ぶことができるような生涯学習の推進に取り組むことを要望します。

5 緑の中で、便利で暮らしやすい都市機能が充実したまちづくり

広大な市域を結ぶ幹線道路や生活道路などの道路整備、循環バスなどの公共交通体系の整備を推進し、市民の利便性の向上に取り組むことを要望します。また、圏央道の開通や成田空港の年間発着枠の容量拡大など市外のインフラ整備の状況を踏まえた取組の推進を要望します。

さらに、小野川周辺の町並み保存や電線地中化など、歴史的景観の価値を高める取組の推進を要望します。

6 市民と行政が共に築く、自立したまちづくり

透明性が高く、市民ニーズに的確に対応する行政運営を進め、組織のスリム化や指定管理者制度の積極的活用など効率的な行財政運営に取り組むことを要望します。

また、住民自治協議会を通じた地域活動など、市民一人ひとりのまちづくりへの参加を推進し、すべての施策において、市民・地域と行政が協力し合い、協働のまちづくりの推進に取り組むことを要望します。

香取市 総合計画

基 本 構 想

(平成19年12月21日 議決)



- 1** 香取市が目指す方向性
- 2** 香取市の将来のすがた
- 3** 施策の大綱

1 香取市が目指す方向性

新生香取市が、魅力あるまちを目指し新しい第一歩として策定する本総合計画においては、香取市の持つ強みを活かし、課題を克服していくという方針に加え、何よりも市民の声を十分に把握し、そのニーズに応えていくという姿勢が必要です。

このような考え方のもと、多くの市民からの意見をまとめた基礎調査の内容などを踏まえ、総合計画の計画期間である今後10年間で『香取市が目指す方向性』に関して、「基本理念」「将来都市像」「分野別基本目標」を明確に掲げます。

1 基本理念

基本理念は、本計画全体を貫く考え方にあたるもので、まちづくりに携わるすべての人がその策定から実行に至るまで、あらゆる段階で意識しておく必要がある、極めて重要な概念です。

今回の総合計画では、まちづくりを行っていくうえでの「手法」と、その結果として最終的に描く「目的」を基本理念として次のように掲げます。

市民協働による 暮らしやすく 人が集うまちづくり

市民協働

これからのまちづくりでは、市民と行政が対等な立場で一緒になって考え、責任も共有しながら、ともに理想とするまちを築き上げていく取組みが、多くの分野で間違いなく求められます。このような「市民との協働」の考え方を、今後の香取市のまちづくりの中心となる手法として位置づけ、基本理念に掲げます。

暮らしやすく

「暮らしやすさ」とは、基盤整備から環境、福祉などさまざまな意味で満足できる生活のようすを表現しています。市民生活の目指すべき姿を「暮らしやすさ」ということばに込め、これを住んでいる市民にとっての目的とします。

人が集う

まちの活性化・発展のためには経済活動の主体としての「人」の存在が欠かせません。魅力あるまちづくりを推進することにより、定住人口の減少を食い止め、また、交流人口の増大を図っていくことを目的とします。

2 将来都市像

将来都市像は、香取市が将来に向けて目指すべき「まちの姿」を示すものです。

基本理念である「市民協働による 暮らしやすく 人が集うまちづくり」に基づき、「活力」と「安全・安心」をキーワードとして、目標年度である平成29年度に向けた香取市の将来都市像を、次のように掲げます。

元気と笑顔があふれるまち

一人ひとりの市民が輝く 活気みなぎる やすらぎの郷 香取

「元気と笑顔があふれるまち」とは

「元気」は、躍動感のある経済活動、人と人との交流などをとおしてみんなで創り上げていく、活気・にぎわいのあるまちの様子をあらわしています。

「笑顔」は、安全安心な暮らしを満喫することができ、また、人と人との心の交流、繋がりが強い、快適でうるおいのあるまちの様子をあらわしています。

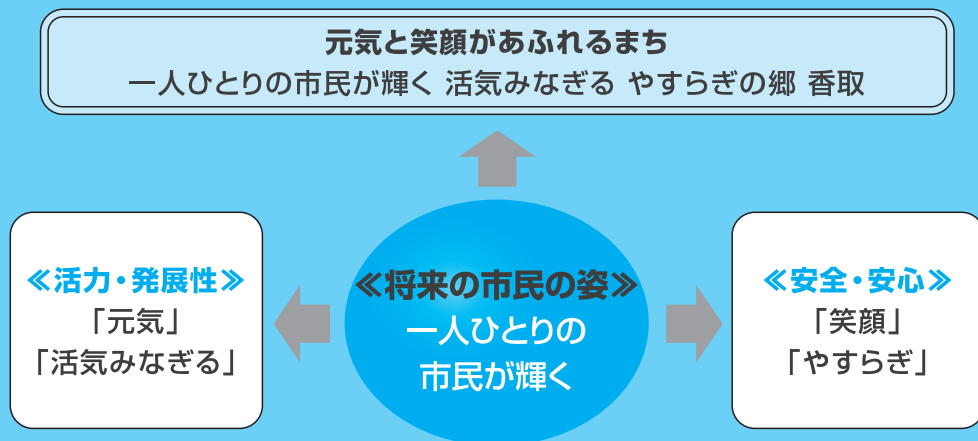
活力に満ちあふれ、住みやすい環境のなかで市民の笑顔があふれるまちを目指します。

「一人ひとりの市民が輝く 活気みなぎる やすらぎの郷 香取」とは

「一人ひとりの市民が輝く」は、「将来の市民の姿」の理想像をあらわしています。

すべての市民が充実感を抱き、輝きながら暮らしていける「誰もが憩えるふるさと」を目指します。

将来都市像のイメージ



1 香取市が目指す方向性

3 分野別基本目標

将来都市像の実現のためには、まちづくりを構成する分野別に方向性を明確にし、それに向けて施策の体系を構築していく必要があります。本計画では、「産業・経済」「生活・環境」「健康・福祉」「教育・文化」「都市基盤」「市民参画・行政の取組み」の6つの分野ごとに、想定される目指すべき方向性を「基本目標」として掲げます。

6つの分野別の基本目標を、次のように設定します。

I 豊かさが実感でき、活力ある産業を育むまちづくり

基幹産業である農業や、多様な地域資源を活用した観光など、香取市の強みを活かしながら、実際にそれぞれの産業に携わっている事業者が真に豊かさを実感できる、活力みなぎる産業を育てていきます。

II 人と自然が共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

市民のかけがえのない財産である豊かな自然の保全を図りつつ、それと共生しながら一人ひとりの市民が安心して生活できる快適なまちづくりを、市民協働による地域ぐるみで進めていきます。

III 住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり

子どもから高齢者、障害者も含めてすべての人が、住み慣れた地域で支えあいながら生きがいを持ち、安心して元気に暮らしていける、ぬくもりのあるまちづくりを進めていきます。

IV 歴史と文化に包まれて、心豊かな人を育むまちづくり

学校教育や生涯学習の充実、香り高い歴史文化の継承とその市民への浸透などの取組みをとおして、心豊かな「人づくり」を推進し、一人ひとりの市民が輝いている魅力あるまちづくりを目指していきます。

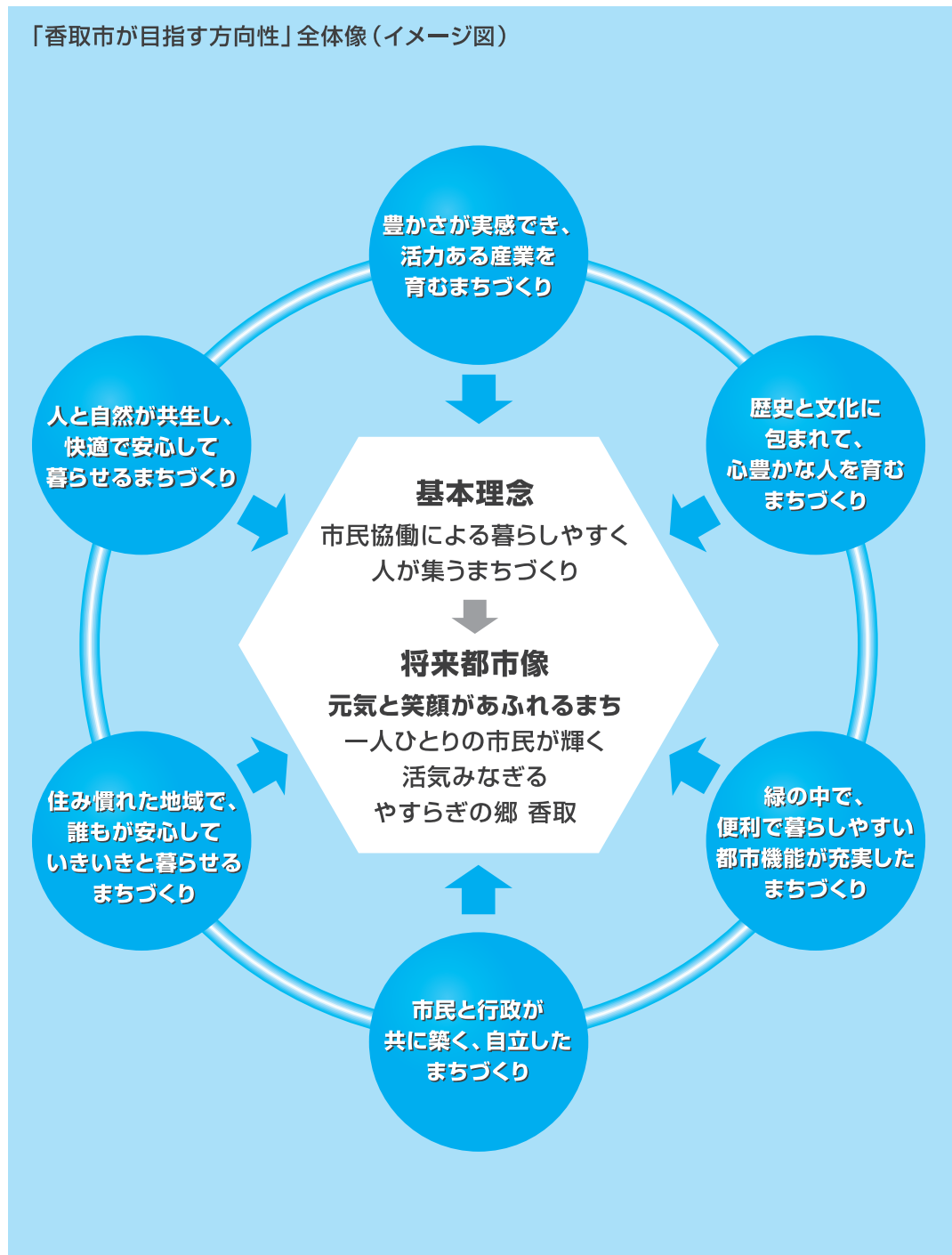
V 緑の中で、便利で暮らしやすい都市機能が充実したまちづくり

自然への配慮を前提として、道路や市街地、上下水道などの都市基盤の整備を計画的に推進し、その結果として、利便性が高く暮らしやすいと実感でき、人が交流する快適なまちを構築していきます。

VI 市民と行政が共に築く、自立したまちづくり

健全な行財政基盤を確立し、市民ニーズに的確に対応できる行政システムを構築し、市民との協働や役割分担のもと、市民の信頼を得た透明性の高い、開かれた行政経営により、元気で自立した地域社会を創りあげていきます。

「香取市が目指す方向性」全体像（イメージ図）

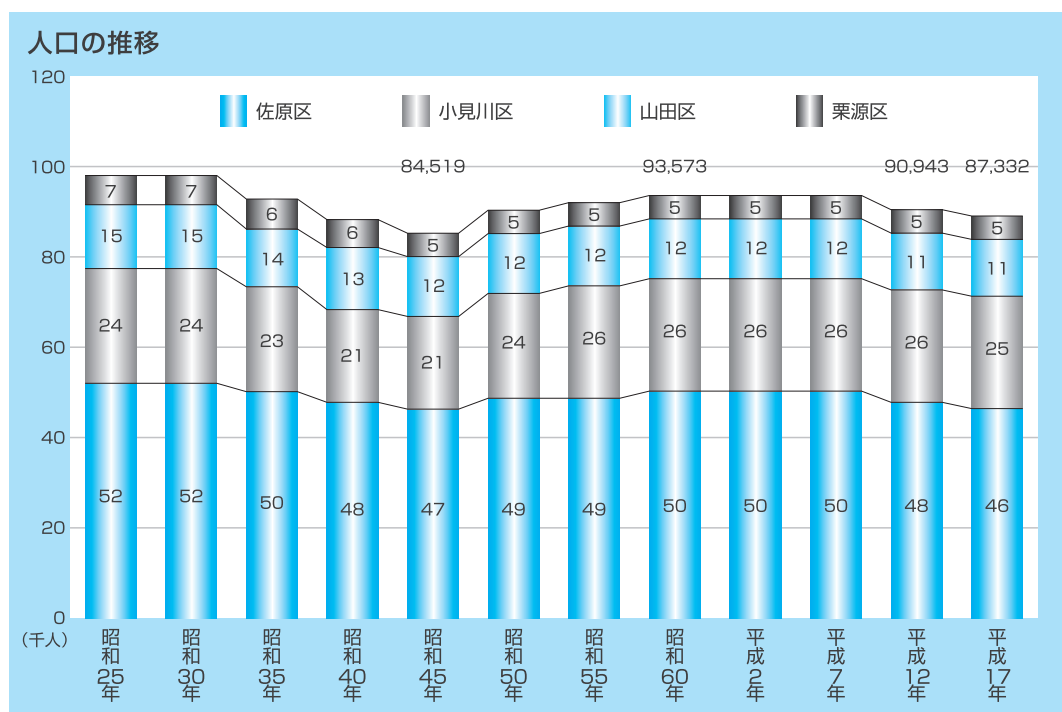


2 香取市の将来のすがた

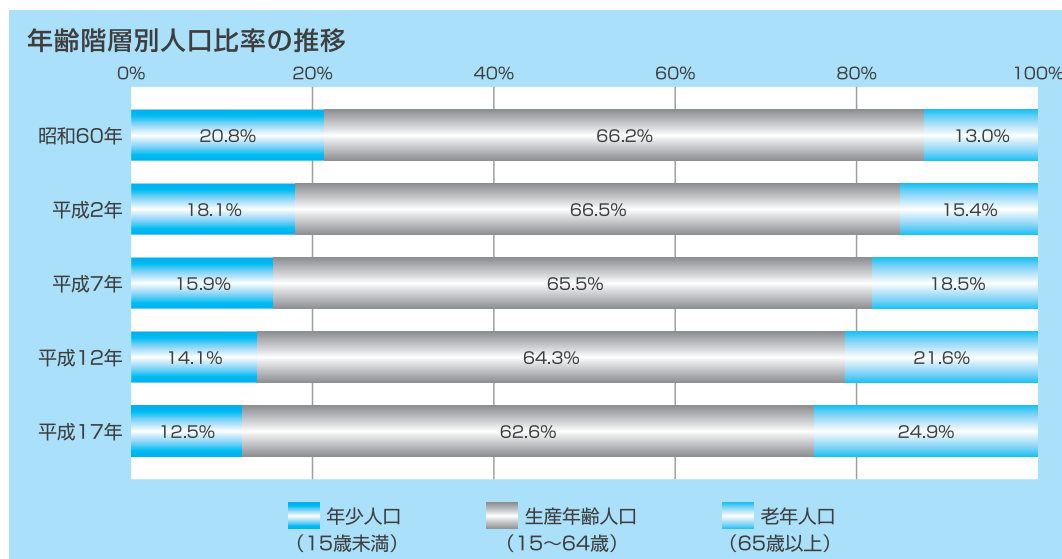
1 人口の見通し

合併前の佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の人口は、昭和45年（84,519人）以降増加を続けていましたが、昭和60年（93,573人）をピークに減少に転じています。近年はその傾向が加速しており、直近の平成12年から17年までの5年間は約3,600人減、4.0%の減少となっています。

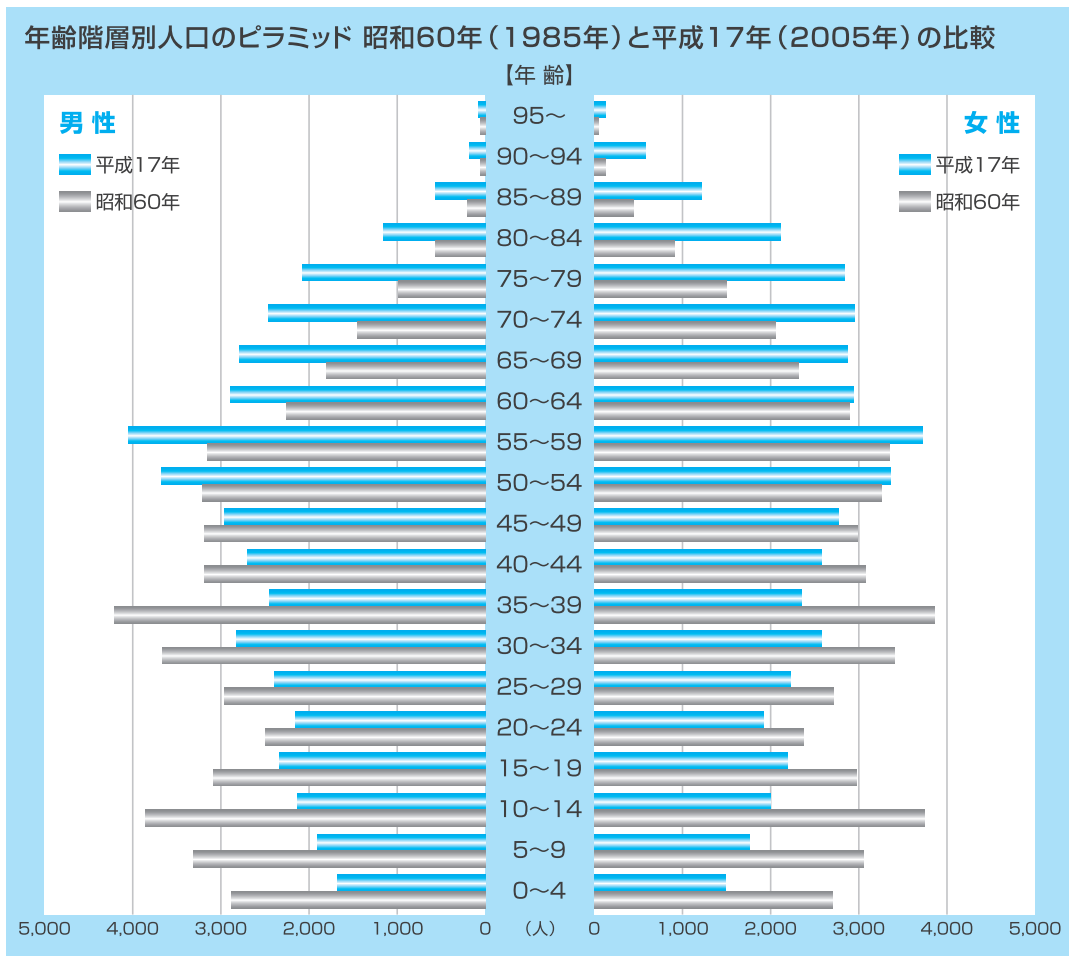
年齢階層別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口の比率が減少する一方で、65歳以上人口、いわゆる高齢者人口の比率が大幅に増加しています。全体として香取市の人口構成上で、高齢化が加速度的に進んでいることがわかります。



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」



人口の減少傾向の背景には、出生率の低下や若年層の都市部への転出の増加があると考えられます。このような傾向は地方都市における全国的な流れであり、これを大きく変えていくことは難しい状況にあります。このような環境のなかでも、魅力あるまちづくりに向けた施策を積極的に推進していくことにより、人口減少を少しでも食い止めていくことを目指していきます。

将来人口の推計値に以上の点を勘案し、前期基本計画の目標年次である平成24年度及び計画全体の目標年次である平成29年度の将来人口を次のように想定します。

年 次	想定人口
平成24年度 ▶	82,000人
平成29年度 ▶	78,000人

2 香取市の将来のすがた

2 土地利用構想

土地利用の現況

平成19年1月現在で香取市の土地利用は、「田」と「畑」をあわせた農地が126.23km²で、市全体面積(262.31km²)の約半分(48.1%)を占めています。宅地は20.43km²(7.8%)、山林は49.25km²(18.8%)であり、地目の比率からも自然に恵まれた地域であることがわかります。

最近の土地利用においては、農業後継者不足による遊休農地の増加、既成市街地における低・未利用地の増加などといった課題が目立ってきています。このようななかで中長期的な視点から、望ましい土地利用に向けた施策を計画的に推進していく必要があります。

土地利用の基本方針

限りある貴重な資源である香取市の土地を高度かつ有効に活用し、「元気と笑顔があふれるまち」という将来都市像を効果的に実現していくために、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

環境と共生する土地利用の推進

水と緑の美しい自然環境・景観、貴重な歴史文化環境・景観、農業のまちとしての生産環境の保全と活用を重視した、環境と共生する土地利用を推進します。

定住と交流、活力を生み出す土地利用の推進

にぎわいある市街地環境・商業環境の創造や快適な住宅地の形成、観光・交流基盤の充実、産業立地の促進、さらには多様な道路・交通ネットワークの形成など、定住・交流人口の増加と市全体の活力向上に向けた土地利用を推進します。

土地利用の方向性

①市街地整備区域

市の中心的な諸機能が集積する市街地については、環境との共生に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、計画的な市街地の再生や新市街地の形成を誘導し、快適で安全な住環境の創出や新たな住宅地の形成、市の玄関としての鉄道駅周辺の環境整備、商業サービス機能の強化などに努めます。

また、行政機能や教育・文化機能、観光・交流拠点機能をはじめとする多様な都市拠点機能の集積及びネットワーク化を誘導し、人々が集う魅力ある市街地環境の創出に努めます。

②田園定住区域

農業などと共存する集落地域や住宅地については、生活環境施設の整備を総合的に進め、農業環境・自然環境と共生する快適でゆとりある居住環境の創出を図り、定住の促進及び地域の活性化に努めます。

③農業生産区域

河川流域や北総台地を中心に広がる広大な農用地については、農業生産基盤の一層の充実をはじめ、整備された優良農地の保全・活用、高度利用に努めて遊休・荒廃を防止・解消し、首都圏の食料生産基地としての機能を支える生産性の高い農業生産地として活用していくとともに、農地の持つ多面的機能の充実に努めます。

また、首都圏に近隣する利便性を活かした、都市との交流空間としても活用していきます。

④産業創出区域

商業機能の向上・充実に向けては、市街地の既存商店街の環境整備を図るとともに、国道51号や国道356号など幹線道路沿いに、利便性の高い商業拠点としての機能充実を図ります。

また、地域経済の活性化に寄与する産業の創出に向けて、既存の小見川工業団地や各地区に散在する事業所を活性化するとともに、立地条件を活かし、東関東自動車道佐原香取インターチェンジ周辺地域や幹線道路沿いに、物流基地などの土地利用を進めます。

⑤森林保全区域

豊かな自然は市民全体の貴重な財産であるため、森林については、将来にわたって適正に管理されるよう、計画的な森林施業を促進していくとともに、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全など、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全及び育成、治山対策の促進、森林空間の複合的利用に努めます。

⑥水辺空間活用区域

美しい水郷が広がる利根川をはじめとする河川周辺については、治水機能の強化に努め、安全な生活・生産環境の確保に努めるとともに、うるおいあふれる親水空間の保全と創造を図り、人々のいこいの場、観光・交流拠点、水上スポーツ拠点として活用していきます。

3 施策の大綱

将来都市像「元気と笑顔があふれるまち」の実現に向けた 6つの基本目標

産業・経済の振興

豊かさが実感でき、活力ある産業を育むまちづくり

- ①活力に満ちた魅力ある農林業の推進
- ②ニーズに応じた活気あふれる商業の振興
- ③地域の特性を活かした工業の振興
- ④地域と一体となったまちづくり型観光の推進
- ⑤意欲と能力の活かせる就業機会の提供

生活・環境の向上

人と自然が共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

- ①自然と調和した快適で住みやすい環境の創出
- ②資源の循環と廃棄物の適正処理の推進
- ③地域の特性を活かした公園・緑地・水辺空間の整備
- ④地域ぐるみの交通安全・防犯体制の充実
- ⑤市民の生命・財産を守る防災・消防救急体制の強化
- ⑥市民生活の向上と信頼される相談体制の充実

健康・福祉の充実

住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり

- ①地域で支えあうぬくもりのある福祉の推進
- ②安心して産み育てられる子育て支援の充実
- ③生きがいと安心に満ちた高齢者福祉の推進
- ④障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりの推進
- ⑤市民生活を支える健康づくり・医療体制の充実
- ⑥安心して暮らせる社会保障の充実

教育・文化の推進

歴史と文化に包まれて、心豊かな人を育むまちづくり

- ①明日を拓く、人間力を育てる学校教育の推進
- ②次代を担う青少年の健全育成
- ③ひらかれた生涯学習活動の推進
- ④市民主体のスポーツ活動の振興
- ⑤香り高い歴史文化の継承

都市基盤の整備

緑の中で、便利で暮らしやすい都市機能が充実したまちづくり

- ①調和のとれた土地利用の推進
- ②個性的で魅力ある市街地の整備
- ③安心して暮らせる住環境の整備
- ④暮らしと産業を支える道路網の整備
- ⑤身近で利用しやすい公共交通体制の整備
- ⑥安全な水を安定して供給する水道の整備
- ⑦快適な暮らしと水環境をつくる下水道の整備

市民参画・行政の取組み

市民と行政が共に築く、自立したまちづくり

- ①市民と行政の協働システムの確立
- ②すべての人が平等な人権尊重社会の実現
- ③豊かな心を育む多様な交流の推進
- ④市民ニーズに対応した行政サービスの提供
- ⑤効率的で効果的な行財政の運営

1 産業・経済の振興

「豊かさが実感でき、活力ある産業を育むまちづくり」のために

①活力に満ちた魅力ある農林業の推進

農産物のブランド化、販路開拓などの取り組みをとおして、農業所得の向上と後継者育成を推進し、活気がある魅力的な農業を実現していきます。林業対策としては計画的な造林事業を進め、森林機能の回復・保全を図っていきます。

②ニーズに応じた活気あふれる商業の振興

車社会の進展、大型店の進出、環境志向の高まり、多様化する消費者ニーズの動向などを十分に踏まえて、中心商店街と郊外商業施設の役割分担など適切な機能配置を行うとともに、商業機能の集積を図り、商業の振興を進めていきます。

③地域の特性を活かした工業の振興

成田空港に近いという立地環境、県下有数の農産物の生産地であることなど、香取市の特性を十分に活かして、新たな産業の構築、既存事業者に対する経営の近代化、合理化の支援や情報提供、外部からの新規企業の誘致を促進していきます。

④地域と一体となったまちづくり型観光の推進

市内に数多くある自然、歴史、文化などの地域資源そのものだけでなく、それを地域が磨いていく姿も観光資源として育む「まちづくり型観光」を地域と一体となって進めていきます。また、それにより来訪者の滞留時間の延長と消費の拡大を促進します。

⑤意欲と能力の活かせる就業機会の提供

女性や高齢者なども含め、働く意志を持つ市民にその能力が十分に発揮できるような雇用機会を提供できるよう努めていきます。また、勤労者の労働条件の向上のための事業を支援します。

3 施策の大綱

2 生活・環境の向上

「人と自然が共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」のために

①自然と調和した快適で住みやすい環境の創出

豊かな自然環境を維持しながら、そのなかで自然と市民が共生し、快適に暮らすことができるように、環境の保全のための幅広い施策に取り組むとともに、香取市として特色のある景観形成に向けた取組みを進めていきます。

②資源の循環と廃棄物の適正処理の推進

これまでの消費型社会から循環型社会への転換を目標として、利用できる資源は可能な限り再利用・再資源化を進めます。廃棄物は発生の抑制に取り組み、発生したものについては適正に収集・運搬・処理できる体制を確立します。

③地域の特性を活かした公園・緑地・水辺空間の整備

地域ごとの資源や特性を活かしながら、市街地や集落内における市民の憩いの場である身近な公園、広域的な観光・交流の場として人が集う規模が大きな公園や緑地、親水空間の整備を進めていきます。

④地域ぐるみの交通安全・防犯体制の充実

交通事故や犯罪がないまちを目指して、啓発活動や施設の整備を進めるとともに、すでに各地域で行われている市民による自主的な交通安全活動、防犯パトロール活動などの支援を強化し、活動の広がりを促進します。

⑤市民の生命・財産を守る防災、消防救急体制の強化

関係機関と連携し、災害発生時の対策の強化、河川の改修、高規格堤防や消防設備の整備などを推進し、災害や火事、救急時に市民の安全を確実に守る体制を構築していきます。また、自主防災組織を育成するなど、災害時の市民の支えあいによる対応力も高めていきます。

⑥市民生活の向上と信頼される相談体制の充実

悪質な犯罪の増加など、日常生活を取り巻く環境が脅かされているなかで、市民の安全な生活を確保しその水準を向上させていくために、情報提供などによる啓発活動を推進するとともに、市民が安心して相談できる体制を整備していきます。

3 健康・福祉の充実

「住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」のために

①地域で支えあうぬくもりのある福祉の推進

高齢者、障害者などの社会的弱者や、家庭の中だけでは育てることが難しくなりつつある子どもたちを、地域全体で支えあっていくという意識を醸成し、そうした活動に対する支援を強力に推進していきます。まちづくりにおけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化も進めていきます。

②安心して産み育てられる子育て支援の充実

ここで子どもを産み育てていきたいと感じられるようなまちを目指して、子育て環境の整備や保育サービスなどの充実に努めるとともに、出産や子育ての不安に対する相談・支援体制の充実を図ります。また、地域全体で子どもを見守り、育てていく体制を構築します。

③生きがいと安心に満ちた高齢者福祉の推進

高齢者の一人ひとりがいつまでも生きがいを持ち、安心して心身ともに元気な生活をおくることができるように各種施策を展開していきます。介護に関しては、高齢者に対するサービスを充実させるとともに、介護予防活動にも力を入れていきます。

④障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりの推進

障害のあるなしにかかわらず誰もが暮らしやすい地域社会を目指して、障害のある人に対する理解を高めるための取組みを進めるとともに、障害のある人に対する福祉サービスと自立支援の充実を図り、主体的な社会参加を促進していきます。

⑤市民生活を支える健康づくり・医療体制の充実

市民が安心して生活できるように、健康づくり体制と医療体制の充実を図っていきます。特に医療体制の充実については、県との連携を図り、地域の核となる医療機関の整備も含めて医療サービス水準の向上に努めていきます。

⑥安心して暮らせる社会保障の充実

社会保障の果たす役割が重要となっているなかで、国民健康保険制度、国民年金制度に対する市民の意識を高めるとともに、国民健康保険事業の健全な運営に努めていきます。また、生活保護世帯への対策にも取り組んでいきます。

3 施策の大綱

4 教育・文化の推進

「歴史と文化に包まれて、心豊かな人を育むまちづくり」のために

①明日を拓く、人間力を育てる学校教育の推進

子どもたちが、幼児教育、小学校、中学校の各段階で十分な教育環境のもとで心身ともに健やかに学ぶことができるように、教育内容、施設、相談体制などを充実させるとともに、学校と家庭・地域との連携体制を強化していきます。

②次代を担う青少年の健全育成

香取市の次代を担う青少年の健全な育成を目指して、関係する機関や団体と連携を図りながら、青少年活動の推進と、団体や指導者の育成などその活性化に向けた体制づくりを進めていきます。

③ひらかれた生涯学習活動の推進

すべての市民が、いつでも、どこでも学ぶことができる環境を整えるために、生涯学習の推進体制を確立するとともに、施設の整備を推進します。また、それを支えるボランティアの育成も図っていきます。

④市民主体のスポーツ活動の振興

気軽に参加できる各種スポーツ大会や教室の拡充、総合型地域スポーツクラブの設立などをおして、市民が主体的にスポーツに取り組むことができる環境を整備していきます。香取市の特色である水上スポーツの振興も図っていきます。

⑤香り高い歴史文化の継承

数多くの文化資源を持つ誇りある歴史のまちとしての特性を維持し、それを観光などに活用していくために、重要伝統的建造物群保存地区における建造物の保存、文化財の調査・保存、伝統芸能や祭事の伝承などを推進していきます。

5 都市基盤の整備

「緑の中で、便利で暮らしやすい都市機能が充実したまちづくり」のために

①調和のとれた土地利用の推進

住宅密集市街地、農村地帯、歴史的町並みなど、さまざまな顔を持つ香取市の状況を踏まえながら、開発すべき地域と残すべき地域を明確に捉えて、メリハリのとれた土地利用計画を策定し、これに沿った土地利用を推進していきます。

②个性的で魅力ある市街地の整備

まちの中心としての機能が期待される、佐原駅・小見川駅周辺地区、歴史的町並みが残る小野川周辺地区、佐原本宿耕地地区などの市街地を、个性的で市民にとっても来訪者にとっても便利で魅力的な地域として整備していきます。

③安心して暮らせる住環境の整備

すべての市民が安心して快適に住み続けられるように、また、市外からの定住人口を呼び込むために、持家の促進、公営住宅の整備、耐震化やユニバーサルデザイン化の推進など、居住者のニーズに応じた住宅施策を充実させていきます。

④暮らしと産業を支える道路網の整備

市民の生活に利用しやすく、また、産業活動にも効果的に活用できる快適な道路網を形成していくために、機能的な道路体系の構築とその計画的な整備、既存道路の適正な維持管理、道路と沿道を一体と捉えた景観づくりなどの施策に積極的に取り組んでいきます。

⑤身近で利用しやすい公共交通体制の整備

誰もが日常的に利用しやすい公共交通体制の充実を図るために、市民の身近な足となりうる市内循環バスなどの整備を推進していきます。また、JRの運行体制や駅舎の改築、高速路線バスの運行本数の増大など、市民の利便性の向上に向けた要請も行っていきます。

⑥安全な水を安定して供給する水道の整備

水道水の安全性の確保と安定的な供給を目指して、水質及び水源の管理体制の強化、老朽設備の更新、施設の耐震化などを計画的に進めるとともに、未給水区域への対策を進めていきます。また、水道事業の経営の健全化も図っていきます。

⑦快適な暮らしと水環境をつくる下水道の整備

快適な居住環境を守るため、雨水は速やかに河川に放流し浸水を防ぎ、汚水は適正な処理をしたうえ、きれいな水として河川に還元する体制を整備し、水質の保全と快適な水環境を創出していきます。汚水対策は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置など総合的に取り組みながら、効率的に進めていきます。

3 施策の大綱

6 市民参画・行政の取組み

「市民と行政が共に築く、自立したまちづくり」のために

①市民と行政の協働システムの確立

まちづくりにおいて、市民と行政とが対等な立場で役割分担を明確にし、責任を共有しながら目標の達成に向けて連携していく「協働」体制の構築のための仕組みづくりを推進していきます。また、そのために大きな役割を果たす、市民とのコミュニケーション手段である広報・広聴活動を充実させていきます。

②すべての人が平等な人権尊重社会の実現

性別や国籍、生活習慣などにとらわれず、すべての人が平等にお互いの人権を尊重しあえる社会を構築するため、人権に関する教育や意識啓発を図っていきます。男女共同参画については、真の男女平等社会の実現に向けた推進体制の整備を進めていきます。

③豊かな心を育む多様な交流の推進

異なる地域の人や文化とふれあうことにより市民の感性や創造力を高め、また、それによるまち全体の活力の醸成を図るために、国際交流や他地域との交流を積極的に進めていきます。

④市民ニーズに対応した行政サービスの提供

市民の視点から行政サービスのあり方を常に検証し、市民の声をさまざまな手法を用いて十分に把握したうえで、市民のニーズに即した満足度の高い行政サービスを、職員の意識改革と能力の向上を図り、最も効率的・効果的な方法によって安定的に提供していきます。

⑤効率的で効果的な行財政の運営

地方を取り巻く財政状況は一層の厳しさが予想されるなかで、将来にわたって安定した自治体経営を継続していくために、中長期的な財政計画を策定し、経常的経費の削減、自主財源の確保などに努め、効率的で効果的な行政運営と財政の健全化を推進していきます。